

項目	主な意見	備考
【全府県】 技術系職員の確保、 技術の継承	① 厳しい予算の中で、技術系職員の確保、技術の継承について、どのような計画・検討を行っているか伺いたい。	P2
【全府県】 浄水場の浸水対策	② 浄水場における浸水対策の基準等について、伺いたい。	P3
【全府県】 水需要の見通し	③ 今後10年間でどの程度自己水源から用水供給に切り替わるのかというものをある程度見極めた上で、淀川としての水の需要というのをしっかり評価していく必要がある。	P4
【全府県】 緊急時における水に 関する協力体制	④ 緊急時における都市用水に関する協定について、範囲、内容等を府県と相談し事務局でまとめること。	P5
【大阪府】 水道施設の耐震化	⑤ 大阪広域水道企業団における耐震化の計画目標と、取組が遅れている団体に対して、どのような推進方策を行っているか伺いたい。	P7
【兵庫県】 ため池の保全	⑥ ため池保全条例の改正後、ため池の数はどのように推移しているか。また、条例改正による効果、課題について伺いたい。	P8

※注 第8回淀川部会の意見を事務局で要約・分類

第8回 淀川部会における主な意見(府県報告)

○【全府県】 技術系職員の確保、技術の継承

- ① 厳しい予算の中で、技術系職員の確保、技術の継承について、どのような計画・検討を行っているか伺いたい。

表 各府県における技術系職員の確保、技術の継承に向けた取組

府県名	取組内容
三重県	三重県企業庁では、人材育成方針を定めて、 <u>研修やOJTを通じて人材育成・技術継承に努めている。</u>
滋賀県	普及啓発活動(<u>浄水場見学や、水道に関するイベント</u>)やリクルート活動(<u>インターンシップ、職員の大学訪問</u>)を行っている。
京都府	府営水道では、 <u>毎年度計画を策定し、外部研修への参加やOJTにより技術の継承を図っている。</u> また、府水道行政部局としては、 <u>市町村水道職員等を対象とした初任者研修、水道水質管理技術研修等を実施し、人材育成や技術継承を支援している。</u>
大阪府	大阪広域水道企業団では、 <u>技術職員の確保に向けた取組として、学生に興味を持ってもらえるような採用サイトの作成や採用試験の複数回実施、企業団施設の見学会、大学等における採用・業務説明会、インターンシップ</u> を行っている。また、 <u>技術の習得、実務能力の向上、ベテラン職員からの技術継承などを図るため、実践的な研修を実施している。</u> 大阪市水道局では、 <u>令和2年2月に「組織力強化改革方針」を策定しており、その中で人材確保・技術継承を含めた、少数体制下における「精鋭人材の確保と育成」に向けた取組</u> を行っている。
兵庫県	各事業体で開催している <u>研修会への相互参加や既存協議会による職員研修会等の実施により、技術の研鑽、継承を図っている。</u>
奈良県	<u>ベテラン技術職員の退職に対する組織としての技術力の確保・維持のため、ベテラン技術職員の高度な技術や専門知識の継承を行うことを目的とした専門技術講習の開催等</u> を実施している。

第8回 淀川部会における主な意見(府県報告)

○【全府県】 浄水場の浸水対策

② 浄水場における浸水対策の基準等について、伺いたい。

表 各府県の浄水場における浸水対策の基準等について

府県名	浸水対策の内容
三重県	三重県企業庁では、河川管理者等が公表している浸水想定区域内にある主要施設のうち、被災が想定され対策が必要となる施設について、本年度から基本検討に着手したところであり、来年度以降順次対策を行っていく予定である。 また、フルプランに係る伊賀市、名張市については、現時点で、浸水対策の計画はない。
滋賀県	滋賀県企業庁では、令和元年～令和2年度において、庁内の各施設において、100年に1度の降水確率で発生する浸水の深さと、各施設での必要な浸水対策を検討し、令和2年度以降、浸水対策工事に随時着手し、令和5年度までに対策を完了させる予定。対策の内容は、①入口部に止水板の設置、②既存ドアを防水ドアに変更、③マンホールのかさ上げ等。
京都府	国土交通省の浸水想定では、府営水道の3浄水場で浸水は生じない結果となっている。他1か所(ポンプ場)で浸水可能性(約3m)があるが、想定浸水線より下に開口部を設けていない。
大阪府	【大阪広域水道企業団】 大阪府が想定している200年に1度程度の降雨による浸水高を基に、一定の対策を講じている。 【大阪市水道局】 大阪市水道局では、大阪市地域防災計画で想定する風水害発生時の浸水想定から対策を検討している。
兵庫県	浄水場の浸水対策として、〇年確率降雨強度など一律の基準は設定されていない。
奈良県	下市取水場のみ浸水想定区域に含まれているが、施設の地上部のうち、想定浸水位よりも低い部分をピロティ構造とするとともに、電気・機械設備を想定浸水位よりも2.0m以上高い位置に設置することにより浸水対策済みである。

第8回 淀川部会における主な意見(府県報告)

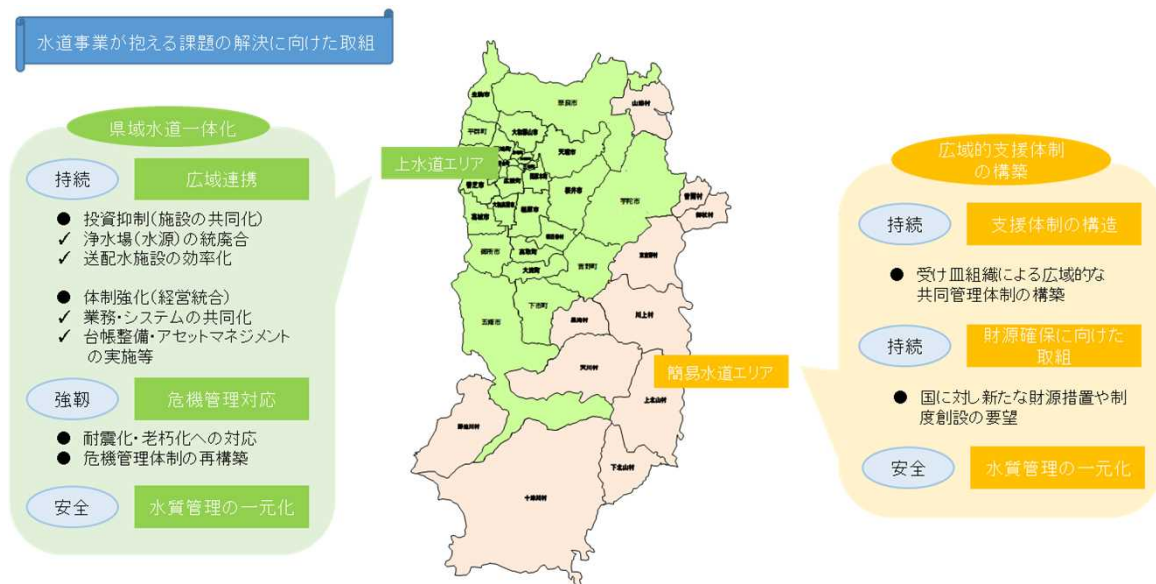
○【全府県】 水需要の見通し

- ③ 今後10年間でどの程度自己水源から用水供給に切り替わるのかというものをある程度見極めた上で、淀川としての水の需要というのをしっかり評価していく必要がある。

兵庫県明石市では、2030年までに阪神水道企業団から水の供給を受ける計画があり、次期計画の水需要に反映している。また、奈良県では、県域水道一体化について検討を進めているが、現時点では検討中であるため、次期計画には反映していない。今後もフルプランエリア内における各府県の動向を把握した上で、水需要の評価を行うこととする。

【奈良県の事例】

- 人口減少、高齢化が進み水需要も急激に減少する一方、水道管路・施設は老朽化が進んでおり、将来の県市町村の水道経営は大きな課題に直面する。
- 県域水道一体化も視野に、県域水道経営効率化の必要性や広域連携の実現に向け取り組みを提示。
- 上水道エリアと簡易水道エリアに分けて、県内市町村連携による業務の効率化、施設投資の最適化、水源の適正化を進め、最終的に県域水道一体化が達成できるよう検討。



出典:第8回淀川部会資料

第8回 淀川部会における主な意見(府県報告)

○【全府県】 緊急時における水に関する協力体制

④ 緊急時における都市用水に関する協定について、範囲、内容等を府県と相談し事務局でまとめること。

表 緊急時における水に関する協定、覚書(1/2)

範囲	区分	協定等の名称	締結年	締結者	協力内容
フルプランエリア内の府県等のみの協定	水道用水	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	平成6年	京都府、府内22市町	職員派遣、資機材
		三重県水道災害広域応援協定	平成9年	三重県、県内全市町	応急給水、職員派遣、資機材
		兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成10年	兵庫県、県内市町、各水道企業団（阪神、淡路、播磨高原）、日本水道協会兵庫県支部	応急給水、資機材
		大阪広域水道企業団と大阪市水道の相互援助に関する協定	平成24年	大阪広域水道企業団、大阪市	応急給水、資機材
		大阪広域水道震災対策相互応援協定	令和3年	大阪府、大阪広域水道企業団、府内29市町	職員派遣、資機材
	工業用水	京都府営水道及び長田野工業用水道の導送配水管路修復工事に関する覚書	平成12年	京都府、管材メーカー	応急復旧
	その他	災害等緊急時における貨物自動車輸送の応援に関する協定	平成7年	京都府、(社)京都府トラック協会	物資の緊急輸送
		震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定	平成20年	三重県企業庁、津市、四日市市、鈴鹿市、名張市、伊賀市	水質管理に使用する機器

第8回 淀川部会における主な意見(府県報告)

表 緊急時における水に関する協定、覚書(2/2)

範囲	区分	協定等の名称	締結年	締結者	協力内容
フルプランエリア外の県等を含む協定	水道用水	東海四県水道災害相互応援に関する覚書	平成7年	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県企業庁	応急給水、職員派遣、資機材
		災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定	平成9年	日本水道協会関西支部、大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県支部	応急給水、職員派遣、資機材
		近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	平成24年	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	職員派遣、資機材
		災害時における相互応援協定	平成26年	埼玉県・神奈川県内広域水道企業団、阪神水道企業団、大阪広域水道企業団	職員派遣、資機材
		日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	平成29年	日本水道協会中部地方支部、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・福井県・石川県・富山県・長野県・新潟県支部	応急給水、職員派遣、資機材
		近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援協定に関する覚書	令和2年	福井県、三重県企業庁、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団	職員派遣、資機材
	工業用水	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定	平成9年	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県企業庁、名古屋市	職員派遣、資機材
近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書		平成23年	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県内の地方公共団体が営む工業用水道事業者	職員派遣、資機材	

第8回 淀川部会における主な意見(府県報告)

○【大阪府】 水道施設の耐震化

- ⑤ 大阪広域水道企業団における耐震化の計画目標と、取組が遅れている団体に対して、どのような推進方策を行っているか伺いたい。

大阪広域水道企業団における耐震化の目標

- ・企業団の水道用水供給事業において運用する3浄水場の施設能力は、合計日量233万 m^3 で、そのうち、震災時にも供給区域の住民が最低限の日常生活を維持できる水量である日量60万 m^3 については、すでに耐震性を有している。
計画では、令和11年度末までに最低限の社会経済活動を維持できる水量である日量100万 m^3 の耐震性を確保することとしている。
- ・また、管路の耐震管率は、令和2年度末で47%となっており、計画的に管路の整備、更新を行うことで、令和11年度末で51%とすることを目標としている。

取組が遅れている団体への推進方策

- ・大阪府では府内水道事業体に対し、立入検査等の機会を通じて老朽管の更新状況や耐震化計画を確認し、計画未策定事業体への速やかな策定及び計画に基づく事業推進を指導している。
- ・また、国に対して生活基盤施設耐震化等交付金の採択要件の緩和を要望する等、より一層耐震化が進むような取組みを行っている。

第8回 淀川部会における主な意見(府県報告)

○【兵庫県】 ため池の保全

- ⑥ ため池保全条例の改正後、ため池の数はどのように推移しているか。また、条例改正による効果、課題について伺いたい。

【兵庫県】ため池保全条例改正(令和元年7月)の概要

<改正に至る背景>

H30.7豪雨で、西日本を中心に多数のため池が被災し、決壊による人的被害も発生

この状況を受け、国は農業用ため池管理保全法を制定(H31.4)し、法制定に併せ県条例を改正

<主な条例改正内容>

- 1 届出義務等の対象ため池を拡大 (改正前:受益農地0.5ha以上⇒改正後:全てのため池)
- 2 人命や農地に被害が想定されるものを「特定ため池」に指定。堤体等の形状変更を伴う行為を制限(許可制)
- 3 ため池管理者に指導・助言を実施するため池保全サポートセンターなどの組織に対する技術的支援を規定

条例改正による効果・課題

<期待する効果>

- 小規模ため池を含む全てのため池管理者情報が把握でき、防災工事の勧告など必要な指導が可能
- ため池保全サポートセンターによる巡回点検・管理者への指導助言・管理者講習会の開催等により、
ため池の適正管理が継続される

<顕在化した課題>

- 利用されていないため池の管理者の特定が困難 ⇒ 災害リスクがあるものは、廃止等の適切な措置が必要

ため池数の推移(直近20年)

【H13.4】43,972箇所 ⇒ 【H23.4】43,256箇所 ⇒ 【R3.4】22,107箇所

※主な減少理由：公共用地・住宅・商業用地への利用、ほ場整備等に伴う統廃合や、一斉点検等により林地化していることが確認されたなど